

インターネット・ホスティング利用規約

株式会社エスイージェー（以下「甲」といいます）は、甲が運営するインターネットホスティングサービス（以下「本サービス」といいます）をご利用いただくにあたり、契約者の皆様に、以下のサービス利用規約（以下「本規約」といいます）を定めます。

第1章 総則

第1条（規約の適用）

甲は、次条以下の規定にて定めたインターネットホスティングサービス利用規約（「本規約」）に基づき、次条以下に定めるサービスを提供致します。契約者はサービスを受けるにあたってはこの規約を了解したものと致します。

第2条（本規約の変更）

甲は、契約者の承諾無く本規約を変更することがあります。本規約の変更は、甲がホームページ上に変更後の本規約を掲載したときにその効力が生じ、本規約が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。既に契約を締結している会員の場合、次回の請求より新料金が適応されます。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. インターネット・ホスティング

甲が設定・保守管理する「インターネットに接続されたコンピュータ機器（以下「当社サーバ」といいます）及びソフトウェアによって提供する機能利用権を契約者に付与するサービス」のことをいい、本条第2項および第3項に定める基本サービス及び追加オプションの各種サービスを総称します。

2. 基本サービス

電子メールの利用及びホームページ公開及びドメインネーム管理等を目的として、甲の指定するサーバ容量及びソフトウェアの機能の利用権を契約者に付与するサービスを指します。

3. 追加オプション

以下の各種サービスを単独で又は組合せて提供するサービスを総称します。

- (1) 基本サービスにより契約者に提供されるサービスに別途定める料金サーバの容量を追加し、各種ソフトウェアの価値を負荷するサービス。
- (2) 基本サービス以外を目的とした契約者に付与されるサーバ及びソフトウェアの機能利用権を別途定める料金で付与するその他のサービス。
- (3) 前各号の他、当社が契約者の要請に基づき個別に提供するサービス。

4. 利用契約

契約者が本サービスの提供を受ける為の規約を指し、基本サービスに関しては本規約が適用され、基本サービスの一部機能および追加オプションの一部に関しては個別に定める規約が各々適用されます。

5. 契約者

甲と本サービスの利用契約を締結している法人、団体、組合又は個人を指します。

6. 代表管理者

契約者を代表し甲からの連絡窓口となる個人を指します。

第 4 条 (本サービスの種別とその内容)

本サービスは、基本サービスと追加オプションの 2 種類のサービスによる組合せ、或いは基本サービスのみで提供されます(以下これらの各種サービス種別を「サービス種別」といいます)。甲がそれぞれのサービス種別毎に提供する機能及びサービス内容は、基本サービス、追加オプションなどのサービス種別毎に定めたところによります。

1. 基本サービスのサービス内容

基本サービスにおいて提供される機能及びサービス内容は次の通りとします。

Web 用、Mail 用ディスク領域(甲がパンフレット及びホームページ上に別途定める容量)、独自ドメイン取得維持管理、およびメールウイルス対策他、当社がパンフレット及びホームページ上に記載する無償の追加オプションをパック化したサービスを指します。

2. 追加オプションのサービス内容

追加オプションにおいて提供される機能、サービス内容は次の通りとします。

基本サービスのディスク領域の追加、メールアドレスの追加、ホームページ関連サービス他、当社がパンフレット及びホームページ上に別途定める料金にて提供する各種アプリケーションサービスを指します。

第 5 条（サービスの提供区域）

甲が提供する本サービスの提供区域は、日本国内の全ての地域とします。
(但し、一部離島等での提供ができない区域もあります。)

第 2 章 本サービスの利用契約

第 1 節 通則

第 6 条（各サービス種別の最低利用期間）

1. 基本サービスの最低利用期間は、6ヶ月とし、その最低利用期間の開始日は、料金起算日とします。
2. 追加オプションの最低利用期間は、別途当社が定める基準に基づくものとし、その最低利用期間の開始日は、料金起算日とします。
3. 契約者は最低利用期間までの利用料金を全額支払うことで、最低利用期間に達する前においても利用契約を解除することが出来るものとします。

第 7 条（契約者による第三者に対するサービスの提供）

契約者が本サービスを用いて、第三者に独自のサービスを提供する場合は、予め甲による承諾を得るものとします。この場合、契約者は当該第三者にこの規約を遵守させるものとします。

第 8 条（権利等の譲渡禁止）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利及び利用契約上の地位を第三者に譲渡し又は承継させることはできません。

第 2 節 申込及び承諾等

第 9 条（利用契約の成立）

1. 甲は本サービスの利用の申込を受付けるにあたり、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した利用申込書を受け取り、必要な審査・手続き等を経た上で当該利用申込書を受付けるものとします。

2. 利用契約は、利用申込に対して甲がこれを承諾したときに成立します。
3. 利用申込書の提出は、甲が認めた場合に限り、インターネット等を用いたオンラインやファクシミリによる申込に替えることが出来ます。

第 10 条 (サービスの開始)

1. 本サービスの利用契約が成立し、サービスの開始にあたって、甲は契約者に対してサービスの開始日、申込内容を明記した提供サービス確認内容及び必要な各種 ID、及びそれに対応したパスワードを文書又はインターネットのオンライン上で通知します。
2. 契約者はこの通知を以ってサービス提供内容を確認したものとし、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に係わらず、甲の定める方法により、利用料金を支払うこととします。

第 11 条 (申込の拒絶)

1. 甲は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が本規約及び付属サービス規約上の義務を怠るおそれがあると甲が判断したとき。
 - (2) 利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。
 - (3) 申込者が、甲又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で、当該サービスを利用するおそれがあると甲が判断したとき。
 - (4) 申込者のインターネット利用環境において、申込に係わる本サービスの提供又は当該サービスに係わる装置の設置・保守が著しく困難な場合。
 - (5) 契約者が第 15 条 (サービス提供の停止) に該当する行為を行ったことがある場合、又は行うおそれがあると甲が判断したとき。
 - (6) 前各号のほか、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。
2. 前項の規定により本サービスの利用の申込を拒絶したときは、甲は申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

第3節 契約事項の変更等

第12条 (サービス種別の変更等)

1. 契約者は、次の事項について、甲が定める申請方法に基づきサービス種別の内容の変更を請求できます。
 - (1) サービス種別の追加、削除及び変更
 - (2) サービス提供場所の移転
2. 前項の請求があった際、場合によっては第11条(申込の拒絶)を準用し、甲がその請求を承諾しないことがあります。
3. 第1項の変更に関する契約成立は第9条に定めるものと同様とします。また、この変更に必要な作業は甲が行います。

第13条 (契約者の名称の変更等)

1. 契約者は、名称、商号、住所又は代表者を変更したとき及び第15条(サービス提供の停止)(5)号、(6)号の事実が発生し又はそのおそれがあるときは、甲に対し、その旨を遅滞なく通知するものとします。
2. 甲が前項の住所に向けて書面を発送した場合は、当該書面が契約者に到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第14条 (法人の合併による契約上の地位の承継)

1. 契約者である法人が合併により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は甲に対し、速やかに承継があった事実を証明する書類を添えて、その旨を申し出るものとします。
2. 前項の申し出があった際、場合によっては第11条(申込の拒絶)を準用し、甲が本サービスの利用の承継を承諾しないことがあります。

第4節 サービス提供の停止等

第15条 (サービス提供の停止)

甲は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) サービス料金、割増金又は遅延損害金等を、支払期日を経過しても支払わな

いとき。

- (2) 申込にあたっての虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (3) 本規約及び付属サービス規約に違反する行為をしたとき。
- (4) 甲の業務の遂行又は甲の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (5) 契約者が仮差押、仮処分、差押の申立てを受け、又は滞納処分を受けたとき。
- (6) 契約者が破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算の申立てをし、又はこれらの申立てを受けたとき。契約者が私的整理を申し出たとき。
- (7) 法令に違反し、又は公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (8) 料金支払方法等に変更があり、変更した支払方法に必要な契約者情報が確認できないとき。
- (9) 前各号の他、契約者が利用契約に違反し、甲の催告にかかわらず違反が是正されないとき。

第 16 条（サービス提供の中止）

1. 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 甲及び甲の指定した業者の電気通信設備の保守上、又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 甲及び甲の指定した業者の電気通信設備に障害が発生したとき。
 - (3) 第一種通信事業者または甲指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
 - (4) その他甲がやむを得ないものと認める事由があるとき。
2. 前項の規定により本サービスの提供を中止する場合は予め、その理由、実施期日及び実施期間を契約者に、甲の定める方法で通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 17 条（サービス開始の遅延）

1. 甲は、次の各号に該当する場合には、本サービスの開始時期を遅らせる場合があります。
 - (1) 申込に係わる本サービスの提供又は当該サービスに係わる装置の設置・保守の開始が通常に比して困難な場合。

- (2) 第一種通信事業者又は甲指定管理会社が行う電気通信サービスの提供に遅延が生じた場合。
2. 前項の規定により、本サービスの開始時期を遅らせる場合は、甲は申込者に対し、甲の定める方法でその旨を通知します。

第 18 条 (サービス利用の制限)

1. 甲は、天災地変、その他の緊急事態の発生により、通信需要が著しく輻輳するなど、通信の一部又は全部を利用することが出来なくなった場合若しくはそのおそれがある場合は、公共の利益の為に緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為、本サービスの利用を制限或いは中止する場合があります。
2. 契約者は、甲のサービス提供に係わる電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があった場合、甲は契約者の利用を制限するとともに、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

第 19 条 (サービスの廃止)

1. 甲は都合により、本サービスの、特定のサービス種別を廃止することがあります。この場合、甲は契約者に対し、廃止の1ヶ月前迄に甲の指定する方法でその旨を通知します。
2. 契約者は前項の規定によりサービスの廃止があったときは、甲に請求することにより、当該廃止に係わるサービスに代えて他のサービス種別を受けることが出来ます。この場合において当該請求については、第12条(サービス種別の変更等)の規定を準用します。

第 5 節 利用契約の解除

第 20 条 (利用契約の解除)

1. 甲は、第15条(サービス提供の停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止を行うとともに、直ちに利用契約を解除することができます。
2. 甲は前項の規定により、利用契約を解除するときは書面により契約者にその旨を通知します。
3. 契約者は利用契約を解除するときは、解除希望月の前月までに当社の指定する方法にて甲に届け出るものとし、解除希望月末をもって利用契約を解除するものとし、

4. 契約者は、第16条（サービス提供の中止）又は第18条（サービス利用の制限）に定めた事由が生じたことにより、本サービスを利用することが出来なくなった場合において、契約者が当該サービスに係わる契約の目的を達することが出来ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず甲に対する通知をもって当該契約を解除することができます。この場合、解除は契約者による書面による通知が甲に到着し、通知に対する甲よりの書面による承認が契約者に到着した日に、その効力が生じたものとしします。
5. 第19条（サービスの廃止）の規定により特定のサービス種別が廃止されたとき（第19条第2項の規定によりサービス種別に変更があった場合を除く）は、当該廃止の日に当該種別又は品目の利用契約が解除されたものとしします。

第6節 料金等

第21条（サービス料金）

本サービスの料金は下記の項目からなります。

- (1) 月額基本料金契約者が本サービス利用の対価として支払う費用で、各サービス種別で別途定める細目からなります。
- (2) 料金起算日
本サービスの料金起算日は第9条（利用契約の成立）及び第10条（サービスの開始）の規定により契約が成立し、甲が発送するサービス開設通知書若しくはインターネットのオンライン上での同様の通知においてサービス開始日と併せて料金起算日として記載した日をいいます。尚、基本サービスの新規契約に関しては料金起算日をサービス開始日の翌月1日としします。
- (3) 月額基本料金の額
月額基本料金の額は、別途甲が定めた額としします。尚、甲は別途定めた額を予め契約者に対する通知をもって改訂できるものとしします。

第22条（契約者の支払義務）

1. 契約者は甲に対し、本サービスの利用に関し、前条に規定した月額基本料金をサービス種別毎に甲が定める方法で支払うものとしします。
2. 第15条（サービス提供の停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合は、その停止期間中、当該サービスの提供があったものとして料金算出を取り扱うものとしします。
3. 料金等の請求時期及び支払期日については、契約者は甲が指定するところに従い、本サービスの料金等の支払いを行うこととしします。

4. 契約者は第15条（サービス提供の停止）の各号のいずれかに該当する場合、甲からの催告を要せず通知により期限の利益を喪失するものとし、利用契約に基づく債務を直ちに支払うものとし、
5. 契約者は、利用契約に基づく債務を甲に対する債権を以って相殺することはできません。

第23条（割増金）

本サービスの料金等を不法に免れた契約者は、甲に対しその免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として支払うものとし、

第24条（遅延損害金）

契約者は本サービスの料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき遅延金に対する年率14.5%の割合で算出した遅延損害金を当社に支払うものとし、

第25条（消費税等）

契約者が甲に対し本サービスの料金等を支払う場合において消費税等が賦課される時は、その支払を要する額は当該料金等の額に消費税等を加算した額とし、

第26条（契約解除に伴う料金等の清算方法）

契約者の責に帰すべき事由により最低利用期間が経過する前に利用契約が解除された場合の、本サービス清算費用の額は、契約解除の日から当該最低利用期間末日までの期間の額とし、契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとし、

第7節（情報の取扱）

第27条（情報の取扱）

1. 契約者は甲が契約者に付与した本サービス提供容量範囲内における一切の行為及びその結果について、当該行為を自己でなしたか否かを問わず、一切の責任を

負うものとしします。

2. 甲は契約者が本サービス提供範囲に登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとしします。
3. 契約者は、本サービス提供範囲内での紛争、又は自己の使用するドメイン名に関する紛争等については自己の責任において解決するものとし、甲又はその他の第三者に迷惑を及ぼし或いは何らの損害等を与えないものとしします。
4. 契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為をしないものとしします。
 - (1) 猥褻、賭博、暴力、残虐などの情報の送受信及び配信、情報の送受信の仲介などの一切の公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪行為若しくは犯罪のおそれのある行為
 - (3) 他人の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為
 - (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
 - (5) 他人の名誉、信用を毀損し、あるいは誹謗中傷する行為
 - (6) 有害プログラムを含んだ情報、偽造、虚偽又は詐欺的情報、公職選挙法に違反する故意に情報を送受信・配信・送受信を仲介する行為
 - (7) その他法令に違反する行為
 - (8) 本サービスの運営を妨げ、若しくは甲の信頼を毀損する行為
5. 契約者が前項各号のいずれかに該当する行為を行ったものと甲が判断した場合は、甲は契約者の承諾無く、当社サーバ内の該当するデータの全部又は一部を削除し、また契約者に対するサービスを停止することができるものとしします。

第 28 条 (バックアップ)

甲はサーバの故障・停止時の復旧の便宜を図ることを目的として、契約者の登録したデータの複写を保管することがあります。

但し、諸事情により契約者が登録したデータがバックアップ時のタイミング等により止むを得ずに消失するなどの場合がありますが、甲は何らの責任も負わないものとしします。

第 29 条 (契約者のデータの権利)

契約者が登録したデータの著作権上の権利は甲には帰属しません。甲はこれらの権利を保護する義務を負わないものとしします。

第 30 条（甲による編集・出版）

甲は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出・再編集して、書籍などの出版物又は放送媒体或いはインターネットを通じて発表することがあります。この場合の一切の権利は当社に帰属するものとします。

第 31 条（ファイル情報の消去）

甲は、サービス用設備のファイル容量に余裕が無くなるおそれがあるときは、何らの補償をすること無しに、また契約者の承諾を得ずにそのファイルに蓄積されている契約者の情報を消去することがあります。

第 32 条（当社によるメール等の送付）

甲は、甲が必要と判断するメールやファイルを契約者に送付することがあります。この場合、甲が送付したメールやファイルが消費する契約者のディスク容量は契約者の負担とします。

第 33 条（情報の管理）

契約者は、本サービスを使用して受信し、又は送信する情報については、設備の故障による情報の消失に備え必要な措置をとるものとします。

第 8 節 損害賠償

第 34 条（損害賠償）

1. 甲は、本サービスを提供すべき場合において、甲の責に帰すべき事由により、その利用が全く出来ない事態が生じ、かつ、その事を当社が知っていた時刻から起算して、継続して24時間以上本サービスが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、甲は、その利用が全く出来ない状態を当社が知った時刻から、そのサービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数（小数点以下切捨）に月額基本料金の30分の1を乗じて得た額を基本料月額から差し引きます。これをもって当社の責に基づく賠償責任の限度とします。尚、契約者は、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求をしなかったときはその権利を失うものとします。
2. 甲は、第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により本サービスの提供が出来なかった場合、甲がその電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービス

が利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者に現実に発生した損害に限り賠償請求に応じます。

3. 甲は本条（損害賠償）第1項、第2項による損害賠償を相当額のサービスの提供またはサービス期間の延長をもって代えることが出来るものとします。
4. 甲の責に帰すべき事由によらずに本サービスを提供できなかったときは、甲は一切その責を負わないものとします。
5. 甲は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。
6. 甲は理由の如何にかかわらず、契約者が本サービス用のファイルに書き込んだ情報が削除されたことに起因して当該契約者に損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。
7. 契約者が、本サービスの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者又は第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、契約者は自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、甲が相手方とされた場合には、その対応費用の負担も含め、甲を一切免責するものとします。

第9節 雑則

第35条（機密保持）

甲は、利用規約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます）を、法令に基づく場合を除き、第三者に漏らしません。

第36条（著作権）

別段の定めのない限り、甲の提供するサービスに関する各コンテンツの著作権その他知的財産権は、甲及び各コンテンツの主宰者に帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体としての本サービスの著作権その他知的財産権は甲に帰属するものとします。

第37条（ID 及びパスワード）

1. 契約者は、甲が契約者に対し付与するID 及びパスワードについて全面的な管理責任を負うものとします。

ID 及びパスワードは契約者の代表管理者 1 名につき、1 つ付与するものとします。

2. 契約者は、ID 又はパスワードを第三者（契約者の代表管理者以外）に利用させてはいけません。
3. 契約者は、ID 又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに甲にその旨を連絡するとともに、甲からの指示がある場合にはこれに従うものとします。ID 又はパスワードが窃用され、又は第三者に利用されたことによる損害は契約者の負担とし、甲は責任を負いません。

第 38 条（他のネットワーク経由での通信）

契約者は他のネットワークを経由して通信を行う場合には経由する全てのネットワークの規則及びそれらの国の法令に従わなくてはなりません。

第 39 条（通信設備等）

甲は、甲が本サービスにより提供したものを除き、契約者が自己の費用と責任において調達した、本サービス利用に必要な通信機器、ソフトウェア及び付随して必要となる契約並びにそれに伴う障害及び損害については、一切の責任を負わないものとします。

第 40 条（接続業者）

本サービスを利用する為に必要なインターネット接続環境は、甲の推奨するインターネットサービスプロバイダーの接続環境に準ずるものとします。甲は甲の推奨外の接続業者のサービスを利用した場合に、推奨プロバイダとの差異により起因する諸問題につき、何らの責任を負わないものとします。

第 41 条（指定ハードウェア及びソフトウェア）

甲は、本サービスの利用のために必要または適したハードウェア及びソフトウェアを指定することがあります。この場合契約者が他のソフトウェアを用いたときは、甲が提供するサービスを受けられないことがあります。

第 42 条（免責）

甲が契約者に対して負う責任は、第 34 条（損害賠償）に規定するものがすべてであり、これを超え本サービス利用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、財産的損害、信用損害、その他一切の損害について甲は理由の如何を問わず何ら責任を負わないものとします。

第 43 条（損害賠償）

契約者がこの規約及びその他の利用契約に違反して甲に損害を与えた場合、甲は契約者に対して、甲が被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 10 節 その他

第 44 条（合意管轄裁判所）

契約者と甲の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を契約者と第一審の合意管轄裁判所とします。